

第1号議案

役員の兼業について

(案)

1. 「電力広域的運営推進機関の役員及び職員の兼業に関する規程」に基づき、理事長の兼業に関する申請について承認を行う。

2. 電気事業法第28条の24ただし書きの規定に基づき、第3回理事会で選任し、第1回通常総会での承認を経て経済産業大臣の認可申請を行うこととしている非常勤監事候補者について、役員選任の認可申請と併せて経済産業大臣に対する兼職の承認申請を行う。

以上